

# 令和8年度交通事故防止コンクール実施要領(案)

## 1. 目的

令和8年6月17日に定めた「交通事故削減アクションプラン」に基づき、経営者はもとより全従業員まで改めて社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と「絶対事故を起こさない」という信念をもって交通事故を撲滅することを目的とする。

## 2. 実施期間

令和8年9月1日(火)～11月30日(月)までの3ヶ月間

## 3. 主催

一般社団法人茨城県トラック協会

## 4. 後援(予定)

茨城県警察本部  
関東運輸局茨城運輸支局

## 5. 実施方法

茨城県トラック協会会員の事業所(県内営業所)に勤務するドライバーで、安全宣言書を提出したドライバーが5人1組としてチームを編成し、チーム全員で無事故・無違反を目指す。

なお、実施期間中におけるチーム人員の減少または変更及び期間中の走行が全く無い人員がいる場合は失格とする。

## 6. 申込方法等

### (1) 申込

「令和8年度交通事故防止コンクール参加申込書兼委任状」及び「安全運転宣言書」に必要事項を記載し、茨城県トラック協会宛に郵送にて申し込むこと。

【申込期限】 令和8年8月31日(月)

【申込先】 (一社)茨城県トラック協会

〒310-0913 水戸市見川町 2440-1

### (2) チーム編成

茨城県トラック協会会員の事業所(同一営業所)に勤務するドライバー5人1組のチームを編成し、チーム数は、原則3チームまでとする。

なお、実施期間中期のチーム人員の入れ替えは認めない。

## 7. 審 査

このコンクールの審査は、原則として書面審査とし、茨城県警察本部交通部交通総務課長を委員長として、関東運輸局茨城運輸支局首席陸運技術専門官、茨城県トラック協会長及び専務理事を委員として構成する審査委員会が、被表彰事業所を選考する。

## 8. 表 彰

### (1) 表彰対象

欠格事項に該当しない無事故・無違反達成の全チームを表彰する。

### (2) 欠格事項

次の事由のいずれかに該当する場合は、表彰は行わないものとする。

#### ア. 期間中に重大事故(人身事故等) および違反があったチーム

なお、期間中に参加者による酒気帯び、飲酒・無免許運転・ひき逃げ・妨害運転等による悪質な違反・事故または運輸局による行政処分(処分予定も含む)があった場合は、当該事業所の全参加チームを対象外とする

#### イ. 審査委員会において表彰を行うことが好ましくないと認めた事業所

#### ウ. その他、5.実施方法に適合しない事業所または期限までに実施結果報告書の提出がない事業所

## 9. 事故発生時の措置

- (1) コンクール参加事業所は、参加チームの人員が人身事故等(物損事故は除く)を起こしたときは、速やかに別紙様式1の交通事故発生報告書を茨城県トラック協会宛に報告すること。

※人身事故でない場合でも重大事故報告に該当する事故については全て報告すること。

- (2) 茨城県トラック協会は、事業所から実施結果報告書と交通事故発生報告書を照合すると共に、茨城県警察本部交通部交通総務課及び関東運輸局茨城運輸支局の協力を得て、交通事故の報告もれなどのないよう調査を行なう。

## 10. 実施結果報告

コンクール参加事業所は、別紙様式2の実施結果報告書により、令和8年12月9日(水)までに、茨城県トラック協会宛に報告すること。

なお、期日までに報告のない事業所については、表彰は行わない。

### ◆本件に関するお問い合わせ先

(一社)茨城県トラック協会 業務部 TEL 029-303-6363